デジタルアーカイブ 琉球政府の時代

琉球技治(1) 150.15

アメリカ統治下の記録を次世代へ

Records of Okinawa under the U.S. Control

USCAR文書 利用ガイド編

USCAR文書とは、復帰前に米国が沖縄を統治するために設置した琉球列島米国民政府(United States Civil Administration of the Ryukyu Islands)の公文書です。 米国統治下の沖縄をテーマにする「琉球政府の時代」では、これまでは住民側組織の琉球政府文書を公開してきましたが、今後は統治者側組織のUSCAR文書を公開していきます。 このガイド編では、USCAR文書を閲覧する前の予備知識として、琉球列島米国民政府という組織の役割や文書目録の利用方法についてまとめています。

> 上2階が「琉球列島米国民政府」 下2階が「琉球政府」





琉球政府の時代 1945▶1972

沖縄がアメリカ統治下にあった戦後27年間の経験を次世代に繋ぐため、琉球政府や琉球列島 米国民政府(USCAR)の公文書と、その関係資料をアーカイブし公開しています





I 琉球列島米国民政府の概要

1 設置と役割

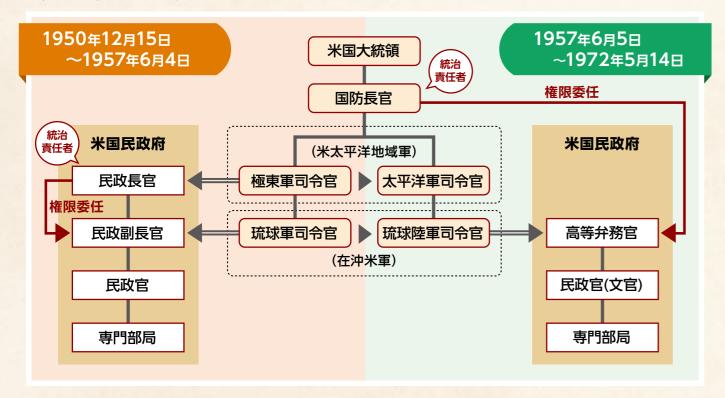
琉球列島米国民政府(以下「米国民政府」)は、極東軍総司令部から琉球軍司令官へ発令された「琉球列島米国民政府に関する指令」に基づき、米国政府の琉球列島における行政運営の方針「軍事的必要の許す範囲において住民の経済的及び社会的福祉の増進を図る」を遂行する現地行政機関として、1950年12月15日に設置されました。

以降、1972年5月15日に沖縄返還協定が発効するまでの21年5ヶ月間、米国政府は米国民政府を通して沖縄を統治しました。

2 指揮体制

米国民政府は、琉球列島の統治責任者であった民政長官(Governor)を長とし、その下に民政副長官(Deputy Governor)を置いて民政長官の権限の一部を委任し、その下に民政長官や民政副長官を補佐する民政官を置いて各専門部局を指揮する体制でした。また、民政長官は太平洋地域を管轄する極東軍司令官が担い、民政副長官は極東軍指揮下の在沖米軍(琉球軍)司令官が担いました。

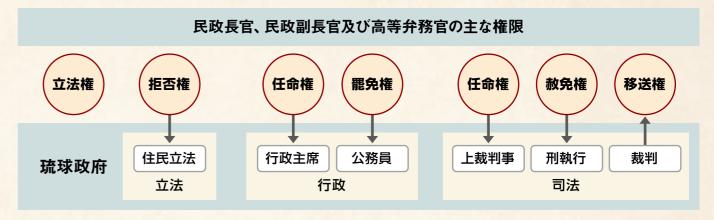
1957年6月には大統領行政命令によって組織改編が行われ、国防長官が統治責任者となり、その直下に米国民政府の長として**琉球列島高等弁務官**(High Commissioner of the Ryukyu Islands)(以下「高等弁務官」)を置く体制に移行しました。また、高等弁務官は、民政副長官と同じく在沖米軍(琉球陸軍)の司令官が担い、補佐する民政官には国防長官任命の文官(軍人以外)が就きました。



3 琉球政府との関係

米国民政府は司法、立法、行政機能を持つ琉球政府を1952年4月に設立しますが、「琉球政府は琉球における政治の全権を行うことができる。ただし、琉球列島米国民政府の布告、布令及び指令に従う」と定め、米国民政府の下部組織として位置づけました。

また、米国民政府の民政長官、民政副長官及び高等弁務官は、琉球政府や住民を規制する布告、布令等を議会を通さずに 定める立法権をはじめ、住民立法の拒否・無効権、行政主席の任命権(1965年に立法院議員選挙制、1968年に琉球住民選 挙制に改正)、琉球上訴裁判所判事の任命権、公務員の罷免権、裁判の移送権(米国民政府裁判所へ)、刑の執行停止や恩 赦権など、司法、立法、行政の全般にわたる権限を持っていました。



4 統治法令

沖縄統治の根拠法と基本法

米国民政府の発足当初は、極東軍総司令部指令「琉球列島米国民政府に関する指令」が、統治政策に関する方針や原則を定めた基本法でした。同指令では、連合国が無条件降伏等を勧告した「ポツダム宣言」を日本が受諾したこと、及び敵国の領土における軍の権力や責任等を定めた「ハーグ陸戦法規」を根拠に、米国は「琉球列島における行政の責任を負っている」と表明しました。

根拠法

ハーグ陸戦法規 ポツダム宣言 対日平和条約

基本法

琉球列島米国民 琉球列島の管理に 政府に関する指令 関する行政命令

個別法

米国民政府の布告・布令等

その後、1952年4月に「対日平和条約」が発効し連合国の日本占領が終了すると、日本は主権を回復しますが、沖縄は帰属が確定するまで間、米国が正式に「行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する」ことになりました。そして、同条約第3条を根拠とした新たな基本法として、1957年6月に大統領行政命令「琉球列島の管理に関する行政命令」を発令し、行政、立法及び司法の全般に関する統治の仕組みを定めました。

沖縄統治の個別法

米国民政府は前述の基本法に従い、沖縄を統治する上で必要な事項を布告や布令等によって個別分野別に定めました。 1951年5月3日付の米国民政府民政官による「法規の解釈について」では次のように定義しています。

布告	布 令 全琉球人もしくは一部琉球人に効力を有する立法的性格を帯びた規定 日本副長宮が各群島政府知事に発布し、制定法以外の性質の行政上の命令であって、知恵若しくは	
布令		
民政府指令		
命令	布令若しくは指令に付随し、布令又は指令の広範にわたる規定の制度において、特殊手続、人事、事件 若しくは活動に係るものを規律する	

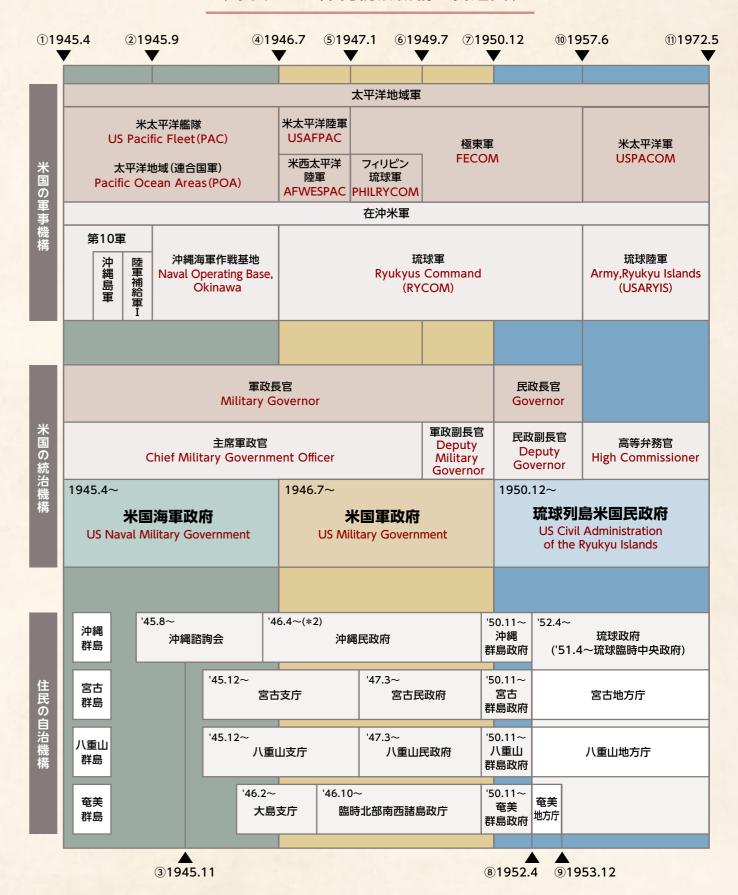
I 琉球列島米国民政府の概要

5 沿革

米国は、沖縄に米国海軍政府、米国軍政府、そして琉球列島米国民政府を設置して沖縄を統治しました。これら政府の長官 や副長官は米軍の司令官が軍務と行政を兼務していました。

年	月	В	主な出来事	右図
45年	3月 ~4月		・米軍は3月26日に慶良間諸島へ、4月1日に沖縄本島へ上陸し沖縄戦開始。 ・米太平洋艦隊司令長官(CINC-PAC)と太平洋地域司令長官(CINC-POA)を兼ねるミニッツ海軍元帥が、占領下の南西諸島中、沖縄本島及びその周辺地域における日本の行政権行使の停止、米国海軍政府の設立を布告、・以降、ニミッツを軍政長官として第10軍(Tenth Army)による軍政を開始。	1
	6月	21日	・軍政の管轄が沖縄島軍(Island Command, Okinawa)に	
	7月	31⊟	・第10軍司令官スティルウェル大将が第2代軍政長官に ・軍政の管轄が陸軍補給軍I(Army Service Command I)に	
	8月	14⊟	・日本が連合国のポツダム宣言(降伏勧告)受諾を決定、翌15日に公表	
	9月	2日	・日本が降伏文書に調印、太平洋戦争が終結、日本は連合国軍の占領下に	
		7日	・南西諸島の日本軍代表と米軍代表の第10軍司令官スティルウェル大将が降伏文書に調印、沖縄戦が 正式に終結	2
		21日	・軍政の管轄が沖縄海軍作戦基地に	
	11月	26日	・米国海軍政府が北緯30度以南の南西諸島に対する日本の行政権行使の停止を布告・その後に軍政範囲を南部琉球として宮古、八重山群島(12月)、北部琉球として奄美群島(46年2月)まで拡大、従前の沖縄群島含め4群島で分割統治	3
46年	1月	29日	・連合国軍が北緯30度以南の南西諸島に対して日本が政治上又は行政上の権利を行使することを停止	
	7月	1日	・軍政の責任を海軍から陸軍へ移管し、米国海軍政府を米国軍政府に改称 ・米太平洋陸軍指揮下の西太平洋陸軍司令官スタイヤー大将が第3代軍政長官に ・軍政の管轄が西太平洋陸軍下の琉球軍に	4
47年	1月	18	・米太平洋陸軍に代わり極東軍を設置、西太平洋陸軍はフィリピン・琉球軍に改称	(5)
49年	7月	1日	・琉球軍司令官のイーグルス少将が軍政長官に、以降、琉球軍司令官のシーツ、マックルアー、シャーマン、ビートラーが軍政長官に	6
50年	12月	15日	・米国軍政府を廃し、琉球列島米国民政府を設置 ・軍政長官を民政長官に改称、極東軍司令長官マッカーサー陸軍元帥が民政長官に ・琉球軍司令官が民政副長官に	7
52年	2月	10⊟	 ・トカラ列島が日本復帰(鹿児島県)し、軍政の範囲が北緯29度以南の南西諸島に 	
	4月	18	・沖縄、宮古、八重山、奄美の各群島政府を統合して琉球政府を設置	8
		28日	・対日平和条約の発効、連合国による占領が終わり日本は主権を回復 ・沖縄(北緯29度以南の南西諸島)は日本と分離され正式に米国の統治下に	
53年	12月	25日	・奄美群島が日本復帰し、琉球政府奄美地方庁は鹿児島県大島支庁に	9
57年	6月	5⊟	・米国民政府の長が民政副長官から琉球列島高等弁務官に ・琉球陸軍司令官のムーア陸軍中将が初代高等弁務官に	10
72年	5月	15⊟	・沖縄返還協定発効により沖縄が日本に復帰(米国民政府と琉球政府が廃止)	11)
				400

▲米国による沖縄統治機構の変遷図▶



II USCAR文書の利用方法

1 はじめに

USCAR文書は、沖縄の日本復帰に伴い米国民政府が1972年5月に廃止された後、米国国立公文書館(以下「NARA」)へ移管され、1997年に同館で全面公開されました。これを機に沖縄県は、国立国会図書館と共同し、同年12月から2003年3月にかけて同文書をマイクロフィルムで収集しました。

その量は約4万フォルダ(350万枚)で、現在は沖縄県公文書館で保存されています。また、同館では収集したマイクロフィルムのデジタル化を進め、現在は一部を除き完了している状況です。

2 文書目録

▶資料群ガイド

USCAR文書の目録は、沖縄県公文書館の所蔵目録データベースに登録されており、同館の所蔵資料全体を体系化した資料群ガイドでは、NARAから収集したUSCAR文書は次のように位置付けられています。

資料群ガイド

•琉球政府文書

.....

•米国収集資料

·米国国立公文書館(Archives II)

••••

・RG260: USCAR文書(第二次世界大戦米占領司令部文書)

さらに、USCAR文書内は、1969年当時の組織構造に準じた16の室・局等に区分されています。

RG260: USCAR文書(第二次世界大戦米占領司令部文書)

- 1. 高等弁務官室 Office of the High Commissioner
- 2. 高等弁務官に対する諮問委員会 Advisory Committee to the High Commissioner
- 3. 復帰準備委員会(米国側代表) U.S. Element of the Preparatory Commission
- 4. 民政官·副民政官室 Office of the Civil Administrator and the Deputy Civil Administrator
- 5. 総務室 Administration Office
- 6. 計画局 Comptroller Department
- 7. 経済局 Economic Department
- 8. 厚生教育局 Health, Education and Welfare Department
- 9. 労働局 Labor Department
- 10. 法務局 Legal Affairs Department
- 11. 渉外局 Liaison Department
- 12. 広報局 Public Affairs Department
- 13. 公安局 Public Safety Department
- 14. 公益事業局 Public Works Department
- 15. 民政官府(宮古·八重山) Civil Affairs Teams
- 16. 文書管理関係 Non-record Material

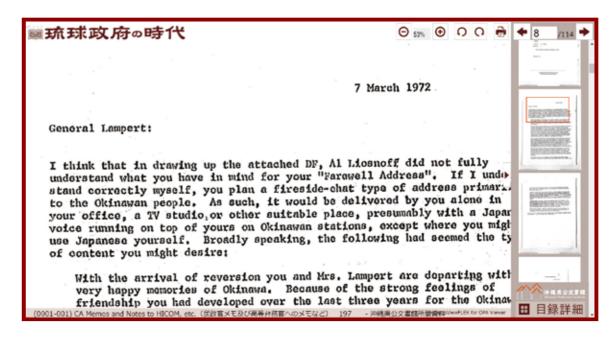
▶フォルダ目録

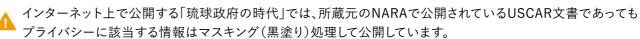
USCAR文書の目録は、フォルダ単位で構成し、各項目の内容は次のルールで記述されています。

主な項目		記述内容
シリーズ		NARAの保存箱に記入された同類文書のグループ名
タイトル		下記の項目を連結して記載
	(箱番号-フォルダ番号)	NARAが用いている保存箱とフォルダの管理番号
	フォルダタイトル	フォルダに記入されたオリジナルのタイトル
	タイトル和訳	上記フォルダタイトルの沖縄県公文書館による和訳
資	f料日付	フォルダ内の最も古い文書の作成年月日と最も新しい文書の作成年月日
11	成	NARAの保存箱に記入されたDivision(課名)
所管(発行)		上記、Division(課名)の沖縄県公文書館による和訳
資料解説		県公文書館が補足した文書の概要やキーワード等

3 文書の閲覧

USCAR文書の目録は「琉球政府の時代」(表紙下URL)または沖縄県公文書館のウェブサイトから資料検索ページへ進むと利用できます。最初に表示される検索条件ページでは、前述の資料群ガイドでUSCAR文書を選択し、キーワード等を入力して検索すると、該当するタイトルが表示されます。そのタイトルの前にアイコンがあるものはデジタル文書が閲覧可能です。これをクリックするとビューアが起動し、下図のようにデジタル文書が表示されます。





琉球列島米国民政府の

歷代高官

民政長官 Governor









ジョン・エドウィン・ハル



5.マクスウェル·D·テイラー



民政副長官 **Deputy Governor**







4.デビッド・A・D・オグデン



High Commissioner















